

企業主導型保育事業の助成決定後（平成 28 年度～30 年度分）の状況について

令和元年 12 月 26 日
内閣府子ども・子育て本部

1. 集計対象

平成 28 年度～30 年度において助成決定（整備費・運営費）した全施設
4,089 施設（2,736 施設）

2. 助成決定後の状況について

取りやめ、取消し、事業譲渡、破産、民事再生、休止が行われた施設、整備費の助成決定から 1 年以上経過しても運営開始していない施設について、その理由や状況等について、本事業の実施機関である公益財団法人児童育成協会（以下「協会」という）が所持するデータをもとに確認した（令和元年 10 月 31 日時点）。

取りやめ 239 施設（215 施設）

助成決定後、事業者が申請を取り下げ、事業を取りやめたものが 239 施設あった。

- 運営開始前に取りやめたもの [211 施設（192 施設）]
- 運営開始後に取りやめたもの [28 施設（23 施設）]
- ・ 取りやめに至った主な理由
 - 年度内の整備が着工に至らなかったため [99 施設（95 施設）]
 - 見込んでいた土地取得・賃貸等が困難になったため [27 施設（21 施設）]
 - 事業計画の見直しのため [19 施設（16 施設）]
 - 利用児童を十分に確保できなかったため [15 施設（13 施設）]
- ・ 助成金返還状況
 - 助成決定後、事業の取りやめをした施設のうち、助成金の返還が必要なものは 61 施設であった。このうち、全額返還済みの 52 施設以外の 9 施設については、協会が助成金の返還を求めており、そのうち 5 施設については、返還請求訴訟を提起した。

「企業主導型保育事業（平成 28 年度・29 年度助成決定分）の検証について」（平成 31 年 4 月 26 日公表）における取りやめ 252 施設のうち、その後事業を再開した 45 施設を集計対象から除外している。また、集計対象から漏れていた 8 施設を追加している。

取消し 16 施設（2 施設）

助成要領に基づき、助成決定事業者が助成申込等において不正の事実が判明した場合又は実施要綱及び助成要領等の定め違反し、指導・勧告を受けても改善がみられない等必要があると認め、助成決定の取消しを行ったものが 16 施設あった。

上記の他、令和元年 11 月 1 日以降 2 施設の取消しを行っている。

- ・ 取消しに至った主な理由（複数理由の施設あり）
 - 助成金の不正受給を行っていた事実が判明したため [7 施設（1 施設）]
 - 助成申込において不正を行っていたことが判明したため [5 施設（0 施設）]
 - 合理的な理由なく施設の運営が開始されなかったため [5 施設（0 施設）]

・助成金返還状況

助成決定の取消しを行った施設のうち、要返還額が未確定のものが5施設、助成金の返還が必要な10施設については、協会が助成金の返還を求めており、そのうち5施設については、返還請求訴訟を提起した。

事業譲渡 46施設(44施設)

・譲渡に至った理由

- 保育事業を委託していた事業者へ譲渡 [14施設(14施設)]
- グループ内の組織再編 [10施設(10施設)]
- 民事再生手続による事業譲渡 [9施設(7施設)]
- その他 [13施設(13施設)]

破産 1施設(1施設)

破産1施設については、取りやめである。(再掲)

民事再生 9施設(9施設)

民事再生9施設については、全て事業譲渡がなされている。(再掲)

休止 16施設(12施設)

休止届を提出したことがあるのは16施設、うち13施設は令和元年10月31日時点で運営を再開していたが、3施設は休止中だった。

令和元年11月1日以降1施設が休止届を提出している(令和2年3月1日に運営再開予定)

・休止に至った主な理由

- 利用する児童がいないため [6施設(5施設)]
- 保育士を十分に確保できなくなったため [4施設(2施設)]
- 職員が離職したため [2施設(2施設)]
- ・休止している施設の状況 [3施設(2施設)]
 - 1施設は令和元年11月1日に運営を再開しており、1施設は令和2年4月1日に運営を再開する予定、1施設の再開時期は未定である。

整備費の助成決定から1年以上経過しても運営開始していない施設 11施設(4施設^注)

初回の整備費の助成決定から1年以上経過しても運営開始していないものは11施設あった。

上記のうち2施設は、令和元年12月1日、2日に運営を開始している。

・運営開始していない主な理由

- 整備工事が遅れたため [5施設(4施設)]
- 利用児童を十分に確保できなかったため [3施設(0施設)]
- 複合施設完成後の開園 [2施設(0施設)]

注：「企業主導型保育事業(平成28年度・29年度助成決定分)の検証について」(平成31年4月26日公表)における抽出条件は「平成28年度に整備費の助成決定を受けた施設であって、平成31年3月31日現在でも運営開始していないもの」。

()内の数は、「企業主導型保育事業(平成28年度・29年度助成決定分)の検証について」(平成31年4月26日公表)時点の施設数。